

電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令参照条文

○ 電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年六月十一日法律第六十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第五十三条第三項の改正規定、第六十八条の次に十一条を加える改正規定（第六十八条の二に係る部分に限る。）及び第六十九条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項、第七条及び第八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 （略）